

令和5年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会（5月19日）

鳥取県東部広域行政管理組合議会会議録

令和5年5月19日（金曜日）

議 事 日 程 （第 1 号）

令和5年5月19日（金） 午前10時0分開会 鳥取市議会議場

- 第1 議席の指定及び変更
- 第2 会期の決定
- 第3 副議長の選挙
- 第4 議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）
- 第5 常任委員の所属変更及び選任
- 第6 議会運営委員の選任
- 第7 議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第13号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）
- 第8 閉会中の継続調査について

会 議 に 付 し た 事 件

日程第1から日程第8まで

出 席 議 員 （ 18 名 ）

1 番	加	嶋	辰	史	2 番	加	藤	茂	樹
3 番	浅	野	博	文	4 番	岩	永	安	子
5 番	勝	田	鮮	二	6 番	西	村	紳	一 郎
7 番	岡	田	信	俊	8 番	平	野	真	理 子
9 番	川	西	美	恵 子	10 番	尾	島		勲

11番	山	根	政	彦	12番	谷	口	雅	人
13番	柳		正	敏	14番	足	立	義	明
15番	寺	坂	寛	夫	16番	伊	藤	幾	子
17番	長	坂	則	翁	18番	上	杉	栄	一

~~~~~

説 明 の た め 出 席 し た 者

|           |                 |         |
|-----------|-----------------|---------|
| 管 理 者     | 鳥 取 市 長         | 深 澤 義 彦 |
| 副 管 理 者   | 岩 美 町 長         | 長 戸 清   |
| 副 管 理 者   | 智 頭 町 長         | 金 兒 英 夫 |
| 副 管 理 者   | 若 桜 町 長         | 上 川 元 張 |
| 副 管 理 者   | 八 頭 町 長         | 吉 田 英 人 |
| 副 管 理 者   | 鳥 取 市 副 市 長     | 羽 場 恭 一 |
| 事 務 局 長   |                 | 鹿 田 哲 生 |
| 消 防 局 長   |                 | 鹿 田 幸 人 |
| 会 計 管 理 者 | 鳥 取 市 会 計 管 理 者 | 横 尾 賢 二 |

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

書 記 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 長	保 木 本 英 明
書 記 次 長	鳥 取 市 議 会 事 務 局 次 長	植 田 光 一
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 議 事 係 長	谷 島 孝 子
書 記	鳥 取 市 議 会 事 務 局 主 任	橋 本 圭 司

~~~~~

午前10時0分 開会

◆西村紳一郎 議長 皆様、おはようございます。ただいまから令和5年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

報告事項がありますので、書記長が報告いたします。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

まず、議員の異動についてです。

八頭町議会選出の前田幸己議員から議員辞職願が提出され、地方自治法第126条ただし書きの規定に基づき、令和5年4月28日付で議長より辞職を許可されました。

欠員となりました八頭町議会選出議員につきましては、令和5年4月28日八頭町議会において選挙が行われ川西美恵子議員が選出されました。

次に、副議長の辞職許可について御報告します。

山根政彦議員から副議長の辞職願が提出され、地方自治法第108条ただし書きの規定に基づき、令和5年5月18日付で議長より辞職を許可されました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### 第1 議席の指定及び変更

◆西村紳一郎 議長 日程第1、議席の指定及び変更を議題とします。

まず、今回選出されました川西美恵子議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、9番に指定します。

次に、今回選出されました川西美恵子議員の議席の指定に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。

9番、尾島勲議員を10番へ変更したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、9番、尾島勲議員を10番へ変更することに決定しました。

### 第2 会期の決定

◆西村紳一郎 議長 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日に決定しました。

### 第3 副議長の選挙

◆西村紳一郎 議長 日程第3、副議長の選挙を議題とします。

副議長の辞職に伴い、現在、副議長が欠員となっております。

これより、副議長の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定に基づき、指名推選によりたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りします。

指名につきましては議長が行うことにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に、10番、尾島勲議員を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました10番、尾島勲議員を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、尾島勲議員が副議長に当選されました。

ただいま当選されました尾島勲議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定に基づき、告知します。

尾島勲議員、御挨拶をお願いします。

〔尾島勲副議長 登壇〕

◆10番尾島勲 議員 皆様おはようございます。ただいま副議長に選出いただきました八頭町の尾島でございます。議長を補佐しながら、鳥取県東部広域に暮らす住民の生活環境の向上、整備、そして安心安全なまちづくりに努めてまいりたいと思います。どうかよろしくお願い申し上げます。(拍手)

#### 第4 議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆西村紳一郎 議長 日程第4、議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正についてを議題とします。

お諮りします。

本案に対する提出者の説明、委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、提出者の説明、委員会付託は省略することに決定しました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 討論なしと認めます。

これより、議員提出議案第2号鳥取県東部広域行政管理組合議会委員会条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案について原案のとおり、決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

午前10時6分 休憩

午前10時9分 再開

◆西村紳一郎 議長 ただいまから会議を再開します。

## 第5 常任委員の所属変更及び選任

◆西村紳一郎 議長 日程第5、常任委員の所属変更及び選任を議題とします。

総務福祉消防委員の10番、尾島勲議員から環境衛生委員に所属を変更したい旨の申出書が議長に提出されております。

お諮りします。

10番、尾島勲議員の申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり、常任委員会の所属を変更することに決定しました。

次に、常任委員の選任を行います。

お諮りします。欠員中の常任委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、9番、川西美恵子議員を総務福祉消防委員に指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、川西美恵子議員を総務福祉消防委員に選任することに決定しました。

## 第6 議会運営委員の選任

◆西村紳一郎 議長 日程第6、議会運営委員の選任を議題とします。

お諮りします。欠員中の議会運営委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、11番、山根政彦議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、山根政彦議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

## 第7 議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第13号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで（提案説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・採決）

◆西村紳一郎 議長 日程第7、議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第13号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで、以上4案を一括して議題とします。

提出者の説明を求めます。

深澤管理者。

〔深澤義彦管理者 登壇〕

◆**深澤義彦 管理者** 本組合議会臨時会に提案いたしました議案の説明に先立ちまして、可燃物処理施設リンピアいなばについて御報告いたします。

可燃物処理施設リンピアいなばは、本年１月より試運転を開始し、性能の最終確認を経て４月１日から本稼働いたしました。

ここに至るまでには、地元住民の皆様をはじめ、本議会や多くの関係者の皆様の格別なる御理解と御協力をいただいたところであり、改めて深く感謝を申し上げます。

なお、施設の管理運営につきましては、可燃ごみの焼却や発電設備など、施設は適切に稼働しており、ごみの受け入れはもとより、環境学習の一環として見学をいただくなど、連日多くの方々に御利用いただいているところです。今後も、引き続き地元の皆様の御理解と御協力をいただきながら、組織市町と一体となり、安全安心で、地域の皆様に親しまれる施設となるよう管理運営に取り組んでまいります。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして御説明いたします。

議案第10号は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準を見直すとともに、所要の整理を行うため鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部を改正するものです。

議案第11号は、湖山消防署へ配備しております災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車１台を更新するため、指名競争入札を実施したところ、有限会社岩谷ポンプが落札したので、購入契約の締結にあたり必要な議決を求めるものです。

議案第12号は、湖山消防署へ配備しております災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車１台を更新するため、指名競争入札を実施したところ、株式会社吉谷機械製作所が落札したので、購入契約の締結にあたり必要な議決を求めるものです。

議案第13号は、学識経験を有する監査委員の任期満了に伴い、新たに委員を選任するにあたり、地方自治法第196条第１項の規定により、議会の同意を求めるものです。

その職務の重要性に鑑み、慎重に検討いたしました結果、鳥取県東部広域行政管理組合監査委員として、湯口一文氏を選任したいと存じますので、御同意いただきますようお願い申し上げます。

以上、今回提案いたしました議案につきまして、その概要を説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

◆**西村紳一郎 議長** これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆**西村紳一郎 議長** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案のうち、議案第13号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についての委員会付託は省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆**西村紳一郎 議長** 御異議なしと認めます。

したがって、本案の委員会付託は省略することに決定しました。

議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第12号財産の取得についてまで、以上3案は審査のため、総務福祉消防委員会に付託します。

委員会開催のため、しばらく休憩します。

午前10時16分 休憩

午前11時35分 再開

◆西村紳一郎 議長 ただいまから、会議を再開します。

報告事項がありますので、書記長が報告します。

◆保木本英明 書記長 御報告いたします。

先ほど開催されました環境衛生委員会におきまして、委員長に14番、足立義明議員が選出されました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてから議案第13号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてまで、以上4案を一括して議題とします。

委員会審査報告書が議長に提出されております。総務福祉消防委員長の報告を求めます。

17番、長坂則翁議員。

〔17番長坂則翁議員 登壇〕

◆17番長坂則翁 議員 総務福祉消防委員会に付託されました議案につきまして、本委員会での審査の結果を御報告します。

議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正について、議案第11号財産の取得について、議案第12号財産の取得について、以上3案はいずれも適切な措置と認め、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、報告を終わります。

◆西村紳一郎 議長 これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎議長 討論なしと認めます。

これより、採決します。

まず、議案第10号鳥取県東部広域行政管理組合火災予防条例の一部改正についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号財産の取得についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号財産の取得についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決です。

本案について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号鳥取県東部広域行政管理組合監査委員の選任についてを電子表決システムにより採決します。

お諮りします。

本案について、同意することに賛成の方は賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンをお押し願います。

〔各議員ボタンを押す〕

◆西村紳一郎 議長 ボタンの押し忘れ等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 なしと認め、確定いたします。

賛成全員であります。したがって、本案は同意することに決定されました。

## 第8 閉会中の継続調査について

◆西村紳一郎 議長 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題とします。

お手元に配付してありますとおり、各常任委員長から会議規則第111条の規定に基づき、閉会中の継続調査申

出書が議長に提出されております。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◆西村紳一郎 議長 御異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これで、令和5年第1回鳥取県東部広域行政管理組合議会臨時会を閉会します。

午後11時41分 閉会